

調達要求番号：07-1-2143-3720-2005-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等		仕様書番号	
名 称	産業廃棄物（廃プラスチック類等）収集・運搬及び処分	防衛大臣承認年月日	
		作成年月日	令和7年5月23日
		改正年月日	
		横須賀造修補給所資材部利材料科	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊横須賀造修補給所が保管する産業廃棄物（廃プラスチック類等）収集・運搬及び処分（以下、役務という。）について規定する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達第4号）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

- この役務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項に基づく“産業廃棄物収集運搬業”及び同第14条第6項に基づく“産業廃棄物処分業”の許可を受けた者が実施する。
- 契約の相手方は、官側所定の契約書とは別に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の2第4号に基づく委託契約書を必要とする場合は、契約担当官等と協議の上、作成する。

2.2 役務の対象品目及び数量等

対象品目及び数量は、付表1による。

2.3 役務の内容

- 保管場所から対象品目を収集し、中間処理施設へ運搬する。
- 関係法令に基づき、中間処理施設において、対象品目ごとに適正な処理を実施する。
- 再生処理を含む中間処理後、発生した廃棄物の最終処分を適正に実施する。

2.4 役務の実施時期

契約の相手方は、官側による一般的要求事項の承認を得たのちに、監督官と速やかに作業日程を調整するものとする。

2.5 保管場所（引き渡し場所）

神奈川県横須賀市田浦港町46-37 横須賀造修補給所N-7倉庫（田浦地区）

2.6 産業廃棄物管理票

産業廃棄物管理票は契約の相手方が手配し、排出事業場担当者の確認を受け、処理する。

なお、付表1に示す対象品目及び数量等と契約の相手方による計量等に差異が認められた場合は、速やかに監督官に通知するものとする。

2.7 使用器材及び車両等

- a) この役務に必要なとなる器材及び車両等は、契約の相手方が手配するものとする。
- b) 契約の相手方が手配したフォークリフト等を留置する場合は、事前に監督官と調整するものとする。

3 監督・検査

3.1 監督

監督官は、収集作業に立会い、収集状況を監督するほか、提出書類に対する書類審査を行う。

3.2 検査

検査官は、提出書類に対する書類審査を行う。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表1による。

表1－提出書類

番号	書類名	部数	提出時期	提出先	備考
1	着手届	3部	契約締結後、速やかに。	監督官	契約規則 書式第22
2	終了届	3部	役務終了後、速やかに。	検査官	契約規則 書式第22

表 1 - 提出書類 (続き)

番号	書類名	部数	提出時期	提出先	備考
3	産業廃棄物管理票 (A, B 2, D, E 票)	各 1 部	A 票については、引き渡し時。 その他については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (昭和 46 年厚生省令第 35 号) 第 8 条の 23, 第 8 条の 25 又は第 8 条の 25 の 3 に規定する期限内。	監督官	

4.2 安全管理

安全管理は、契約の相手方の責任において措置するものとし、官側に故意又は重過失がない限り、発生した事故等について官側は一切その責任を負わないものとする。

なお、万一事故、物品の損傷等が発生した場合は、速やかに監督官に届け出るものとする。

4.3 保全

- a) 契約の相手方は、この役務全般について、守秘義務を負うものとし、この役務により知り得た官有施設及び装備品の状況等、一切の情報を第三者に漏洩してはならない。
- b) 作業従事者は、契約の相手方において完全に身上を把握しており、身元保証される者に限る。

5 疑義事項

この仕様書において疑義が生じた場合は、監督官を経由して契約担当官等と協議するものとする。

付表 1-対象品目及び数量

排出事業場	名称	横須賀造修補給所	所属	資材部 利材科		
	所在地	神奈川県横須賀市田浦港町46-37	担当者	篠原 武	TEL	046-861-5187

	名 称	種 類	数 量	荷 姿	備 考
1	マットレス (スプリングなし)	廃プラスチック類	740 kg	裸	屋内保管
2	マットレス (スプリングあり)	廃プラスチック類	390 kg	裸	屋内保管
3	もやい索	廃プラスチック類	17630 kg	平パレット	屋内保管
4	廃タイヤ	廃プラスチック類	6000 kg	平パレット	屋外保管
	以下余白				